

平成 18 年 2 月 23 日

各 位

会社名 アンジェス MG株式会社
代表者 代表取締役社長 山田 英
(コード番号 4563 東証マザーズ)
問い合わせ先:
取締役管理本部長 中塚 琢磨
電話番号: 03-5730-2753

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、定款の一部変更に関し、下記のとおり、平成 18 年 3 月 30 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 発行する株式の総数

今後の機動的な資本政策の遂行を可能とするため、及び本日付け当社取締役会において決定した「大規模買付行為への対応方針」による対抗措置を可能とするため、当社の発行する株式の総数を増加させるものであります。(なお、現在のところ、かかる対抗措置を講ずる可能性のある具体的な事象は発生しておりません。)

(2) 取締役の員数

経営効率の一層の改善を図るため、取締役の定員を減じるものであります。

(3) 取締役会の決議の省略

取締役会の効率的な運営のために、会社法で導入される予定の取締役会の書面等決議に関する条項を追加するものであります。なお、本変更の効力は、会社法の施行日をもって発生するものとし、この旨明確にするために附則を設けるものであります。また、本附則につきましては、効力発生日後はこれを削除することといたしたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 5 条(発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、 <u>246,976</u> 株とする。	第 5 条(発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は、 <u>370,464</u> 株とする。

現行定款	変更案
<p>第 15 条(取締役の員数) 当社の取締役は <u>12</u> 名以内とする。</p>	<p>第 15 条(取締役の員数) 当社の取締役は <u>7</u> 名以内とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 21 条(取締役会の決議の省略)</u> 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議を可決する旨の取締役会の決議があったものと見なす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>第 <u>21</u> 条～第 <u>37</u> 条 (記載省略、各条数を繰り下げ)</p>	<p>第 <u>22</u> 条～第 <u>38</u> 条</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u> 第 21 条(取締役会の決議の省略)の変更は、会社法の施行日をもってその効力を生じるものとする。 (2) 本附則の各項は、効力発生時期経過後これを削除する。</p>

以上